

申請に対する処分

処分名	愛がんのための飼養のための鳥獣捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
根拠法令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条
所管課	産業振興部農林振興課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人又は団体

愛がんのための飼養の目的で鳥獣捕獲等及び卵を採取しようとする人

(2) 申請の方法

新たに鳥獣捕獲等及び卵を採取しようとする人は、鳥獣捕獲許可申請書を市長に提出（捕獲期間7月15日から翌年の2月末日まで）

(3) 認可等の要件

すでに鳥獣を捕獲している場合は捕獲できない。（1世帯1羽までの捕獲とする。）

2 標準処理時間

7日